

プレミアム商品券を発行します

地域消費を喚起するため、国の交付金による「桜川市プレミアム商品券」を発行します。

商品券は、取扱い店として登録のある桜川市内の店舗・事業所・飲食店で使えます。

取扱い店は、桜川市商工会が発行するチラシ（6月下旬予定）に掲載されます。新聞折り込みでの配布や同商工会ホームページへの掲載を予定しています。

■商品券発行予定日

7月上旬（正式な発行日は広報さくらがわおしらせ版6月15日号やチラシなどでお知らせします。）

■一般商品券

10,000円で13,000円分使えます。

・500円券×26枚／小型店
8,000円分、小型店大
型店共通5,000円分

・使用可能店舗／市内の登録
店舗・事業所・飲食店
飲食店専用商品券

10,000円で14,000円分使えます。
・1,000円券×14枚／小

型店10,000円分、小型店大型店共通4,000円分

・使用可能店舗／市内の登録
飲食店

■購入限度

一般商品券・飲食店専用商品券は合わせて1人30,000円まで購入できます。ただし、飲食店専用商品券は10,000円までとなります。

■発行場所

桜川市商工会 岩瀬事務所・真壁事務所

■問合せ先／桜川市商工観光課
(☎0296-55-1159
直通、☎58-5111-75-3111代表)、桜川市

総合戦略室(☎0296-58-5126直通、☎58-5111-75-3111代表)



新設・増設の固定資産税3年間免除 応援します

企業の皆さまの設備投資

市では、工場等の新設や増設、設備投資を後押しするため、固定資産税の優遇措置を実施しています。

このたび、より多くの企業・事業者の方にこの制度を利用していただきたく、新増設する工場への投資額や従業員数について、適用要件を緩和しました。

県内でもトップクラスの支援制度となっております。企業活動を強力にサポートします。で、新たな投資をお考えの際には、ぜひご相談ください。

■優遇措置の内容

適用要件を満たす新設・増設・設備投資について、固定資産税を3年間免除します。

■適用要件

(1) 次のいずれかに該当する事業所や事業所を新増設すること。(平成30年3月まで)

・市内在住の従業員を5人以上追加で雇用

・工業団地内における新増設
(2) 次のいずれかに該当する工

場を新増設すること。

※適用要件を緩和し、青字の要件としました。

・投下固定資産額1億円以上

↓3,000万円以上に緩和

・常時使用する従業員50人以上
上↓20人以上に緩和

■手続き

優遇措置を受けるためには、申請書の提出が必要となります。その後、市で審査を行います。その結果をご連絡します。

申請準備や適用要件の確認など、詳しい内容についてはご相談ください。

■問合せ・申請先／総合戦略室(☎0296-58-5126直通、☎58-5111-75-3111代表)



平成26年

県広報コンクール で準特選と入選

平成26年茨城県広報コンクールで、桜川市プロモーション映像『さくらがわ春想』が準特選。広報さくらがわ2014年6月1日号の表紙が入選となりました。

作品は、市ホームページでご覧になれます。



桜川市プロモーション映像『さくらがわ春想』

広報さくらがわ2014年6月1日号の表紙



■問合せ／秘書広報課(☎58-5111-75-3111、内線1268)